

第35回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	令和6年1月25日（木）	
開催場所	前橋プラザ元気21 5階 505学習室	
出席委員	加藤由紀委員、北野敦則委員、中野秀人委員、堀江信之委員	
欠席委員	太田絢子委員長	
審議対象期間	令和5年4月1日～令和5年9月30日	
抽出案件	件数	（備考）
条件付 一般競争入札	1	<p>今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。</p> <p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 令和5年度上半期発注工事等の審議について 太田委員長より抽出された4件の工事等について、前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他</p>
簡易型条件付 一般競争入札	2	
随意契約	1	
合計	4	
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の内容	<p>【要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の設定について、工事等の実態を反映した積算により、適正な予定価格を設定すべきである。 ・ 入札に20者以上参加しているけれど、入札価格の差が小さい案件があるので、競争性が保てるような入札方式等のやり方を再考してほしい。 ・ 入札参加申請後、辞退できない雰囲気があるのはいかなるものかと考えるため、入札参加者に入札書提出前まではいつでも辞退できることを積極的に周知すべきである。 	

質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 談合情報対応状況一覧表・指名停止等の運用状況一覧表</p>	
<p>【委員】</p> <p>入札参加者9者のうち8者が予定価格と同額で入札した案件について、何が要因だったと考えられるか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>参加業者に事情徴収を行った結果、積算をし、この予定価格ではできないと判断したことと、一般競争入札で自ら参加申請したにも関わらず、辞退することが心苦しいという考えを持っていたため、予定価格と同額で入札したという回答でした。そのうちの1者は、予定価格と同額ではよくないと考え、予定価格より1万円低い金額で入札し、最低入札価格となったため、落札者となりました。</p>
<p>【委員】</p> <p>資材の高騰や人手不足等で建設業界が厳しくなっている中、同様の案件はもっとあるのではないか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>今回の案件はエレベーター棟の設計業務であり、特殊な設計業務です。エレベーターの設計は技術的に限られた業者しかできず、下請けの価格等を含め積算した結果、予定価格ではできないと判断した業者が多く、今回のような結果となりました。</p>
<p>【委員】</p> <p>予定価格の算出方法について、金額が安かったようだが、どのような算出方法なのか。なぜこの案件だけがこのような状況になったのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>設計業務の予定価格は、図面の枚数から算出します。過去の事例を参考に積算し算出しますが、難易度や人件費の高騰等、以前とは異なる部分もあり、実態を的確に反映した適正な予定価格を設定していなかったためだと考えられます。</p>
<p>【委員】</p> <p>今後同じような案件があったら、どのように対応するのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>これまでのとおり過去の事例を参考にするとともに、難易度や人件費の変化等を考慮したうえで予定価格を算出することを徹底したいと考えます。</p>

<p>【委員】</p> <p>1円でも安くという考えで予定価格を設定していると思うが、安さを重視すると安全基準が蔑ろにされる事が多い。安全性はどうなのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>エレベーター設計の安全性に関しまして、建築基準法で厳しく定められているため、法令を遵守することで安全性は確保されます。</p> <p>また、公共工事は安ければいいということだけではなく、下請け業者へのダンピング（不当廉売）防止、労働者の賃金や品質を確保するため、最低制限価格というものが定められています。この価格を下回った業者は失格となります。</p>
<p>【委員】</p> <p>今回の案件は入札参加者9者のうち8者が予定価格と同額だったが、全者が同額だった場合、2回目の入札は行われるのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>全者、最低制限価格以上で、かつ予定価格の範囲内で同額だった場合は、くじ引きを行い、落札者を決定します。</p>
<p>【委員】</p> <p>市民から見ると、話し合いがなかったので1者だけ同額ではなかったのだと考えられるが、事情聴取では突っ込んだ質問はしなかったのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>前橋市としても、そのような申し合わせがあったのではないかと疑ったために事情聴取を行ったのですが、各業者の代表者と話をし、疑うような発言はありませんでした。全者この金額では難しいという回答で、申し合わせをして1者にとらせようという状況ではなかったと判断しました。</p>
<p>【委員】</p> <p>指名停止期間に関して、1週間の指名停止があるが、どのような意味があるのか。何か規則があるのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>指名停止となった場合、その者の名称、指名停止の期間及び理由が翌年度の末日まで、本市のホームページで公表されます。</p> <p>社会規範が遵守できない企業として名称が公表されることは、企業として好まざることであり、期間が短くとも指名停止措置には意味のあることと考えております。</p>

<p>【審議事項】</p> <p>1 桃木小学校南校舎長寿命化改修ほか建築工事 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：建築一式 A 契約金額：328,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>総合評価落札方式について、特別簡易型と標準型があるが、今回は特別簡易型なので、施工計画を立てないということか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>その通りでございます。施工計画は、入札参加者に品質の確保や工事を効率的に行うための工夫等を提案してもらうものです。今回の特別簡易型は、施工計画を受けず、実績等で評価する方式です。</p>
<p>2 永明地区 舗装改良工事（舗装第4号） 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 工 種：舗装 A 契約金額：15,465千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>株式会社深沢だけが1,500万円台で、他の業者の入札金額（1,600万円台）と比較するとやけに低いが、工事場所は近いのか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>株式会社深沢は城南地区にある業者のため、工事場所と近くはありません。</p>
<p>3 道路台帳補正業務 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 業 種：測量 A 契約金額：24,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】</p> <p>測量は各業者の入札価格に差がなく、少しの差で落札者が決定してしまう業務のため、談合が行われる可能性があると思う。その点についてどう考えているか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>予定価格を事前に公表しており、また、設計業務の歩掛も定まっているので、各業者が同等の積算能力を持っている場合、競争が働けば入札価格に差が出るのですが、入札価格に差が出ない傾向にあり、どのように競争させるかが難しいと考えております。</p>

<p>【委員】 毎年行われている業務だが、昨年度ほどの業者がいくらかで落札したか。</p>	<p>【事務局】 昨年度は、三陽技術コンサルタンツ株式会社が25,000千円で落札しました。</p>
<p>4 城南地区 廃止管充填工事（施道第6号） 入札方式：随意契約 工 種：管 契約金額：4,080千円(税抜き)</p>	
<p>なし</p>	